

障害程度基準表（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第三）

1級 (重度障害)	(1) 両眼の視力の和が 0.04 以下のもの
	(2) 両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
	(3) 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	(4) 両上肢のすべての指を欠くもの
	(5) 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	(6) 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	(7) 両下肢を足関節以上で欠くもの
	(8) 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
	(9) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	(10) 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	(11) 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2級 (中度障害)	(1) 両眼の視力の和が 0.08 以下のもの
	(2) 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
	(3) 平衡機能に著しい障害を有するもの
	(4) そしゃくの機能を欠くもの
	(5) 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
	(6) 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
	(7) 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
	(8) 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
	(9) 一上肢のすべての指を欠くもの
	(10) 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	(11) 両下肢のすべての指を欠くもの
	(12) 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
	(13) 一下肢を足関節以上で欠くもの
	(14) 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	(15) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	(16) 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	(17) 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの